# **全国立国会図書館**

## 調査と情報―ISSUE BRIEF―

No. 1053 (2019, 4.11)

# 地方議会議員の報酬・手当等の待遇

はじめに

- I 地方議会議員の現況
  - 1 法的地位
  - 2 会期日数及び専業率
  - 3 定数
  - 4 議員定数と地方公共団体数の おわりに 推移
- Ⅱ 地方議会議員の報酬・手当等
  - 1 報酬
  - 2 手当
  - 3 政務活動費
  - 4 地方議会議員年金

キーワード:地方議会議員、議員報酬、政務活動費、地方議会議員年金

- 平成30(2018)年3月、総務省に設置された「町村議会のあり方に関する研究会」 の報告書では、「集中専門型」と「多数参画型」の新たな2種類の議会の在り方 が提示された。
- 本稿は、同報告書で示されたような新しい議会の形が現れる可能性を踏まえ、地 方議会議員の報酬、手当、政務活動費等の待遇の現況についてまとめる。
- 近年の動きとして、多くの地方議会で支給されている政務活動費は、不正受給の 問題が発覚する等、大きな問題となり、各議会では使用の透明化に向けた取組が 進められている。また、旧地方議会議員年金は平成23(2011)年に廃止されたが、 厚生年金への地方議会議員の加入を求める動きがある。

国立国会図書館 調査及び立法考査局 行政法務課 倉谷 麻耶

第1053号

## はじめに

我が国の地方議会議員の総数は、約3万3000人である。そのうち、市区町村議会の議員は、約3万500人であり、全体の9割以上を占める(平成29(2017)年12月現在)<sup>1</sup>。平成30(2018)年3月、総務省に設置された「町村議会のあり方に関する研究会」から報告書が出された<sup>2</sup>。同報告書では、小規模市町村<sup>3</sup>における持続可能な議会の実現のため、新たな議会の在り方として、少数の専業的議員による議会構成とし生活給を保証する水準の議員報酬を支給する「集中専門型」と、多数の非専業議員による議会構成とし夜間・休日を中心とする議会運営を行う「多数参画型」の2種類を選択可能とすることが提言された<sup>4</sup>。このように、今後新たな議会の形が現れる可能性を踏まえ、本稿では、地方議会議員について、報酬、手当、政務活動費等の待遇の現況をまとめる。

なお、地方議会議員の待遇については、基本的事項は「地方自治法」(昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。)で定められるが、報酬額等の具体的な内容は条例に委ねられている。

## I 地方議会議員の現況

## 1 法的地位

戦前、地方議会議員は「名誉職」であると法律に明記され $^5$ 、基本的に無給であった。一方で、特例が設けられており、生業収入が妨げられることへの弁償や、職務上必要な出費への弁償が支給されていた $^6$ 。

戦後、自治法の施行とともに地方制度は刷新されたが、地方議会議員の位置付けは明記されず、「地方公務員法」(昭和 25 年法律第 261 号)において、地方議会議員の身分は「特別職公務員」であると位置付けられているのみである(同法第 3 条第 3 項第 1 号)。すなわち、地方議会議員が名誉職か専門職か、あるいは常勤職か非常勤職であるかについては法律上規定され

<sup>\*</sup> 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、平成 31 (2019) 年 3 月 13 日である。本稿は、加藤眞吾「地方議会議員の待遇 (短報)」『レファレンス』666 号, 2006.7, pp.173-181. <a href="http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidep">http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidep</a> o 999820 po 066608.pdf?contentNo=1> の内容について更新したものである。

<sup>1</sup> 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等(平成 29 年 12 月 31 日現在)」 2018.3.30. <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000544173.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000544173.pdf</a>>

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 町村議会のあり方に関する研究会「町村議会のあり方に関する研究会 報告書」2018.3. 総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main">http://www.soumu.go.jp/main</a> content/000540724.pdf>

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 小規模市町村について、「町村議会のあり方に関する研究会 報告書」では「「小規模市町村」の範囲について、たとえば第29次地方制度調査会答申においては人口10,000未満の市町村が例示されている。」と記載されている(同上, p.3.)。

<sup>4</sup> 同研究会は、人口約 400 人の高知県大川村において、村議会議員のなり手不足への対応のため「町村総会」の設置が検討されたことを 1 つの発端として、設置されたものである。なお、大川村における町村総会の設置については、村長が平成 29 (2017) 年 9 月に、検討の中断を表明している。 (「400 人の村 議会廃止検討 高知・大川代替手段に「総会」」『読売新聞』2017.5.3; 「高知・大川村 議会存続へ 村長、総会設置の検討中断」『日本経済新聞』2017.9.11, 夕刊; 「「スキャナー」地方議会存続 三つの道 有識者が報告書」『読売新聞』2018.3.27.)

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 「府県制」(明治23年法律第35号)第5条、「市制」(明治21年法律第1号)第16条及び「町村制」(明治21年 法律第1号)第16条など。

<sup>6</sup> 府県制第55条、市制第75条、町村制第75条など。

ておらず、現在においても議論がなされている状況である7。

## 2 会期日数及び専業率

形式的な議会活動を計る指標として、平均会期日数がある。平均会期日数は、通年会期制を採用している議会を除き、都道府県議会では100.6 日<sup>8</sup>、市区議会では87.3 日<sup>9</sup>、町村議会では43.6 日<sup>10</sup>である<sup>11</sup>。なお、地方議会議員は、本会議や委員会への出席や視察などの議会活動のほかに、政策課題の調査研究、住民への議会報告、住民意思の把握のための活動など、住民を代表するために必要な活動も求められているが、平均会期日数には視察や議会外の活動を行う日数が含まれていないことに留意する必要がある。

専業の地方議会議員の割合(専業率)は、データが得られる38道府県議会で平均53.3%である。最も専業率が高い議会は高知県の97.3%、最も低い議会は岐阜県の17.4%であり、地域によって大きく異なっている<sup>12</sup>。市町村議会の専業率の平均は、市議会では43.2%<sup>13</sup>、町村議会では21.9%<sup>14</sup>である。

### 3 定数

地方議会議員の定数は、昭和 22 (1947) 年の自治法施行時には、都道府県又は市町村の形態、人口規模に応じ、同法によって定められていた。しかしその後、平成 11 (1999) 年の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成 11 年法律第 87 号)による自治法の改正により、法定上限の範囲内において地方公共団体自らが条例で定めることが可能となった。平成 23 (2011) 年には、「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 35 号)による改正により、人口区分に応じて議員定数の上限数を定めていた法定上限が撤廃され、定数は完全に条例に委任されることとなった<sup>15</sup>。

## 4 議員定数と地方公共団体数の推移

図1は、都道府県議会議員及び市区町村議会議員の定数と、地方公共団体(都道府県及び市

2

<sup>7</sup> 地方議会議員の法的位置付けについて論じた資料として、大森彌「自治体議員の法的位置づけをめぐって」『自治論文集―地方自治法施行七十周年記念―』総務省,2018,pp.311-324. <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000562253.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000562253.pdf</a> 等がある。また、江藤俊昭山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授は、地方議会議員の身分を、公選職等と自治法に規定することが必要であると指摘している(江藤俊昭「問われる議員定数・報酬―住民自治の進化・深化の視点から考える―」『地方議会人』46巻12号,2016.5,p.13.)。

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 全国都道府県議会議長会「定例会、臨時会開催回数等に関する調(平成 26 年 1 月 1 日~平成 26 年 12 月 31 日)」 『都道府県議会提要 第 13 回』 2016.3, p.179.

<sup>9</sup> 全国市議会議長会『市議会の活動に関する実態調査結果 平成 30 年度』2018.11, p.11. <a href="http://www.si-gichokai.jp/research/jittai/file/HP0H291231.pdf">http://www.si-gichokai.jp/research/jittai/file/HP0H291231.pdf</a>

<sup>10</sup> 全国町村議会議長会『町村議会実態調査結果の概要 第 63 回』2018.2, pp.21-22. <a href="https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/63">https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/63</a> 1 3.pdf>

<sup>11</sup> なお、平均会期日数は、定例会及び臨時会を合わせた平均であり、通年会期制を導入している議会は除かれている。都道府県議会では、栃木県議会、三重県議会、滋賀県議会、長崎県議会を除く 43 都道府県、市区議会では 783 市区、町村議会では 877 町村の各平均値である。

<sup>12</sup> 全国都道府県議会議長会 前掲注(8), pp.4, 54-55. 福島県、群馬県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、大分県は議会事務局で把握していないため、本調査には含まれていない。

<sup>13</sup> 全国市議会議長会総務部「市議会議員の属性に関する調(平成 29 年 8 月集計)」<a href="http://www.si-gichokai.jp/research/zokusei/">http://www.si-gichokai.jp/research/zokusei/</a> icsFiles/afieldfile/2017/10/26/29genkyouchousa.pdf>

<sup>14</sup> 全国町村議会議長会 前掲注(10), pp.4, 6.

<sup>15</sup> 松本英昭『要説地方自治法―新地方自治制度の全容― 第10次改訂版』ぎょうせい, 2018, pp.358-360.

区町村)数の推移を表したものである。平成の大合併が始まる以前の平成10 (1998) 年から平成29 (2017) 年の間に、議員定数は6万4721人から3万3252人と、地方公共団体数は3,302団体から1,778団体となっており、どちらもほぼ半減している。平成の大合併により市町村数が減少したことに伴う地方議会議員の減少のほか、地方公共団体の財政難や人口減少等の観点から、多くの地方議会では、引き続き定数の削減が行われている状況である。地方議会議員の適正な報酬、定数等については、各議会や議長会において検討がなされている16。

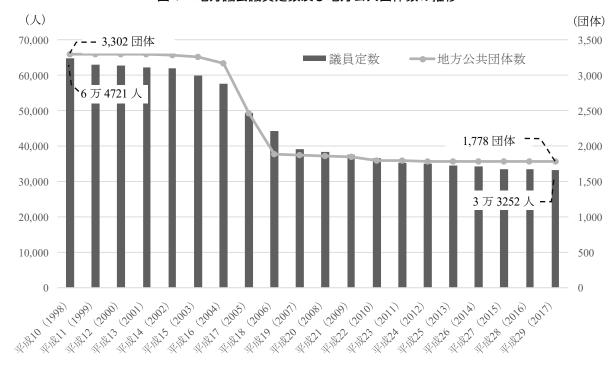


図1 地方議会議員定数及び地方公共団体数の推移

(注)議員定数は、毎年12月31日現在。市区町村数は、毎年4月1日現在(平成29(2017)年は10月1日現在)。
(出典)【議員定数】「地方議会議員の推移①」『参考資料集』p.4.総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000495621.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000495621.pdf</a>; 「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調(平成29年12月31日現在)」同 <a href="http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/data/syozoku/h29.html">http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\_s/data/syozoku/h29.html</a> 【地方公共団体数】「H11.3.31以降の市町村数の変遷」同 <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000586110.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000586110.pdf</a>; 『全国市町村要覧』総務省自治行政局,2018,pp.1-2を基に筆者作成。

## Ⅱ 地方議会議員の報酬・手当等

#### 1 報酬

地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬(以下「報酬」という。)を支給しなければならない旨定められ(自治法第203条第1項)、その額及び支給方法は、条例で定めることとされている(同条第4項)。

-

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> 例として、葉山町議会「議員報酬のあり方について 報告書」2015.3.12. <a href="https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/27/97356026.pdf">https://www.town.hayama.lg.jp/material/files/group/27/97356026.pdf</a>; 会津若松市議会「「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」 最終報告」2010.12.2. <a href="https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/\_files/00007894/saisyuhoukoku">https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/\_files/00007894/saisyuhoukoku</a>; 町村議会議員の議員報酬等のあり方 中間報告」2018.3. 熊本県町村議会議長会ウェブサイト <a href="http://www.gichokai-kumamoto.gr.jp/20180404.pdf">http://www.gichokai-kumamoto.gr.jp/20180404.pdf</a> がある。

地方議会議員の「報酬」は、議会の議員が行う勤務に対する反対給付であり生活給ではない 点で、常勤職員への「給料」とは区別される17とされている。

地方公共団体の種別ごとの具体的な報酬額は、表のとおりである。それぞれの議会間におけ る議員報酬の最高額と最低額の差は、都道府県議会の間で約1.5倍、指定都市を除く一般市議 会の間で約3.9倍、町村議会の間で4.0倍と、大きな開きがある。

特徴的な報酬の支給・決定方法を採るものとして、福島県矢祭町の日当制(日額3万円)が ある。また、既に廃止されたが、熊本県五木村の一般議員報酬の2割を議員の働きに応じて支 給する成果報酬制や、長崎県小値賀町の 50 歳以下の議員に限り報酬の引上げを行う等の取組 があった18。

## 表 地方議会議員の報酬(平均報酬月額の最高額と最低額)

(単位:円)

	議長	副議長	議員						
		都道府県議会議員							
最高額	1,209,000(愛知県)	1,080,000(神奈川県)	977,000(愛知県)						
最低額	819,000(大阪府)	721,000(大阪府)	651,000(大阪府)						
平均	983,264	878,928	810,183						
		指定都市議会議員							
最高額	1,170,900(横浜市)	1,061,000(横浜市)	953,000(横浜市)						
最低額	779,000(相模原市)	703,000(新潟市)	648,000(浜松市)						
平均	963,865	867,340	792,325						
市議会議員(指定都市を除く。)									
目. 古佑	827,000(兵庫県西宮市)	740,000 (丘内田平今十)	700,000(石川県金沢市・						
最高額		748,000(兵庫県西宮市)	大阪府東大阪市)						
最低額	230,000(北海道夕張市)	200,000(北海道夕張市)	180,000(北海道夕張市)						
平均	493,820	435,911	406,134						
特別区議会議員									
最高額	956,000 (江戸川区)	813,300 (足立区)	619,000(足立区)						
最低額	860,300(杉並区)	755,200(中野区)	588,300(中野区)						
平均	918,213	787,857	609,000						
町村議会議員									
最高額	499,000(神奈川県葉山町)	430,000(神奈川県葉山町)	400,000(神奈川県葉山町)						
最低額	140,000(東京都御蔵島村)	115,000(東京都御蔵島村)	100,000(東京都御蔵島村)						
平均	290,920	235,553	213,738						

<sup>(</sup>注1) 平均報酬月額は、1団体当たりの単純平均額である。

<sup>(</sup>注2) 各地方公共団体の条例により、一時的に報酬が減額されている場合がある。

<sup>(</sup>注3) 日額3万円の日当制を採る福島県矢祭町議会を除く。

<sup>(</sup>出典)『平成 29 年 地方公務員給与の実態 平成 29 年 4 月 1 日地方公務員給与実態調査結果』総務省ウェブサイ ト <a href="http://www.soumu.go.jp/main">http://www.soumu.go.jp/main</a> sosiki/jichi gyousei/c-gyousei/kyuuyo/h29 kyuuyo 1.html> を基に筆者作成。

<sup>17</sup> 成田頼明ほか編『注釈地方自治法 全訂』第一法規出版, p.3725 の 2.

<sup>18 「</sup>矢祭町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」 (平成 20 年条例第 28 号); 「評価・公表…課題多く 五木村議 成果報酬制を導入 5対4の小差で可決」『朝日新聞』 (熊本版) 2010.3.19; 「長崎・小値賀町 町議 50 歳以下報酬増額 月 18 万円 30 万円に 若手の立候補促す」『西日本新聞』2015.3.12, 夕刊.

## 2 手当

## (1) 期末手当

地方公共団体は、条例で定めるところにより、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる(自治法第 203 条第 3 項)。これは、昭和 31 (1956)年の「地方自治法の一部を改正する法律」(昭和 31 年法律第 147 号)による改正の際、期末手当が既に国会議員に対し支給されていたことに鑑み、新設された条項である<sup>19</sup>。

法律の規定上、報酬のように必ず支給しなければならないものではないが、ほぼ全ての議会で、期末手当が支給されている。都道府県議会は、全 47 団体で期末手当の支給と加算措置(国家公務員に対して期末・勤勉手当の基礎額に職務に応じた率を加算する措置に準じたもの)が行われている。昭和 46 (1971) 年に、国家公務員を対象として導入され、その後各地方公共団体や地方議会でも導入された<sup>20</sup>。平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在の都道府県議会議員の平均期末手当(議長・副議長を含まない。)は、年額 389 万 4940 円である<sup>21</sup>。

平成 29 (2017) 年 12 月末現在、市区議会 (特別区を含む全 814 議会 $^{22}$ ) では、全ての市区で期末手当を支給しており、年間平均支給率は 3.6 か月である。このうち、期末手当に加算措置を行っている市区は 790 団体 (97.1%) である $^{23}$ 。

平成 29 (2017) 年 7 月 1 日現在、町村議会 (全 927 議会) では、12 月に期末手当を支給している町村が、923 団体 (99.6%) であり $^{24}$ 、年間平均支給率は 3.4 か月である。また、期末手当に加算措置を行っている町村は 824 団体 (88.9%) である $^{25}$ 。

## (2) 費用弁償(日額旅費・応召旅費等)

地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる(自治法第203条第2項)。費用弁償の額や支給方法は、条例で定められる(同条第4項)。

戦前、地方議会議員の実費の弁償として、費用弁償を受けることが定められ<sup>26</sup>、戦後の自治法制定の際にも規定されたものである<sup>27</sup>。今日の費用弁償は、公務出張の旅費を別にし、地方議会

<sup>19</sup> 自治庁行政部行政課編『改正地方制度資料 第 12 部』大蔵省印刷局, 1957, p.626.

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 吉田耕三編著『公務員給与法精義 第 5 次全訂版』学陽書房, 2018, p.587; 「[深層追跡]市議賞与「役職加算」の謎 一律 20%上乗せ 疑問の声」『読売新聞』(多摩版)2010.11.3.

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> 「IV. 調査結果 3 特別職と議員の給料・報酬等(本則)の内容<Q2-2>」『地方行財政調査資料 都道府県版』 6675 号, 2018.5.30, pp.8-31.

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> 平成 30 (2018) 年 10 月 1 日から、福岡県那珂川町が那珂川市となったことにより、平成 31 (2019) 年 3 月現在の特別区を含む市区議会数は全 815 議会、町村議会数は全 926 議会である(自治行政局市町村課「市制施行(福岡県那珂川市)」2018.5.31. 総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01gyosei03\_02000044.htm">http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/01gyosei03\_02000044.htm</a> |>)。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> 全国市議会議長会「市議会議員報酬に関する調査結果(平成 29 年 12 月 31 日現在)(平成 30 年 9 月 6 日更新)」 2018.7, pp.10-32. <a href="http://www.si-gichokai.jp/research/teisu/file/housyuH291231.pdf">http://www.si-gichokai.jp/research/teisu/file/housyuH291231.pdf</a>

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 町村の全927 議会のうち、6月に期末手当を支給している町村は915 団体 (98.7%) である。 (全国町村議会議長会 前掲注(10), pp.16-17.)

<sup>25</sup> 同上

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 府県制第55条、市制第75条、町村制第75条など。なお、昭和21年(1946)年の第一次地方制度改革により、地方議会議員に報酬が支給されることとされたが、「東京都制」(昭和18年法律第89号)、「府県制」、「市制」及び「町村制」の改正の際、その改正理由において、議員には多額の費用が必要であるが、費用弁償のみの支給であったことで、いろいろ事実上の行過ぎが行われていると指摘されている。(地方自治百年史編集委員会編『地方自治百年史 第2巻』地方自治法施行四十周年・自治制公布百年記念会,1993,pp.78-79.)

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> 地方自治総合研究所監修『地方自治法—逐条研究— 3』敬文堂, 2004, pp.1094-1097.

議員が会議の招集に応じてかかる実費(交通費)と考えることが一般的であるとされている28。 朝日新聞社による平成 27(2015) 年の調査では、47 都道府県のうち、37 団体で交通費や公 務諸費として、一律の支給金が支払われていた29。

市区議会(特別区を含む全814議会)のうち、本会議や委員会等に出席した際、費用弁償を 支給している市区は355団体(43.6%)、支給していない市区は457団体(56.1%)である。支 給している 355 団体の内訳は、「定額支給」が 106 団体(29.9%)、「実費」が 10 団体(2.8%)、 「距離に応じた交通費」が 190 団体(53.5%)、「その他」が 49 団体(13.8%)となっている。 定額支給を行っている 106 団体のうち、「1,000 円未満」が 4 団体(3.8%)、「1,000 円以上 2,000 円未満」が 41 団体(38.7%)、「2,000 円以上 3,000 円未満」が 47 団体(44.3%)、「3,000 円以上 5,000 円未満」が 13 団体(12.3%)、「5,000 円以上」が 1 団体(0.9%)である30。

町村議会(全927議会)では、本会議出席のための費用弁償として、「定額支給」が194団 体(20.9%)、「実費」が63団体(6.8%)、「支給なし」が670団体(72.3%)となっている。 本会議出席のため、定額で費用弁償の支給を行っている団体(194団体)の平均支給額は1,470 円である<sup>31</sup>。

近年、廃止や実費支給への見直しの動きがあり、平成20(2008)年に大阪府議会、平成28 (2016) 年に富山市議会、平成29(2017)年に東京都議会(島しょ部選出の議員を除く)、平成 30 (2018) 年に福井県議会で費用弁償が廃止された<sup>32</sup>。また、平成24 (2012) 年に松山市議会、 平成 29 (2017) 年に香川県議会で実費支給になった33。一方、横浜市や北九州市のようにいず れも金額は減額されたものの、廃止後に居住区や距離に応じた定額制の支払が復活した事例も ある34。

#### 3 政務活動費

「政務活動費」とは、地方公共団体が、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査 研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対 し交付するものである(自治法第100条第14項前段)。政務活動費が交付される場合、交付の 対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定 めなければならない(同項後段)。

自治法制定当時(昭和22(1947)年)、地方議会議員には、報酬と費用弁償の支給が規定さ れていた(自治法旧第203条)。昭和31(1956)年の「地方自治法の一部を改正する法律」(昭 和31年法律第147号)による改正により、地方議会議員に対し、報酬、期末手当及び費用弁償

<sup>28</sup> 大森 前掲注(7), p.320.

<sup>29 「</sup>費用弁償見直し、議会で差」『朝日新聞』(大阪版)2015.12.4.

<sup>30 「</sup>支給している議会」、「支給していない議会」のほか、「その他」として、支給を停止している市及び特例条例 で支給しないとしている2市がある(全国市議会議長会 前掲注(9), pp.86-87.)。

<sup>31</sup> 全国町村議会議長会 前掲注(10), p.16.

<sup>32 「</sup>議員報酬 15%削減 成立 大阪府議会 政調費も一律減」『朝日新聞』(大阪版)2008.7.22, 夕刊; 「本会議出 席時の費用弁償を廃止 富山市議会」『朝日新聞』(富山版) 2016.10.26; 「議員報酬減で合意」『読売新聞』2017. 2.20, 夕刊; 「政活費領収書 原本提出に 県議会改定 公務雑費は廃止」『読売新聞』(福井版)2018.3.30.

<sup>33 「</sup>費用弁償 実費のみ 松山市議会、定額廃止」『読売新聞』(愛媛版)2012.06.15; 「副知事に西原氏 県議会 閉会」『読売新聞』(香川版)2017.3.22.

<sup>34 「</sup>市議会「費用弁償」復活へ 議員に1日あたり3000~1000円」『読売新聞』(神奈川版)2013.9.21: 「市議会 「費用弁償」復活へ 北九州 距離に応じ1000~3000円」『読売新聞』(北九州版)2016.2.25.

が支給されるようになった(自治法旧第 203 条 4 項及び第 204 条の 2)が、このほかの金銭の支給ができなくなった。そこで、都道府県と一部の市では、自治法第 232 条の 2 の「寄付又は補助することができる」という規定を根拠とし、会派に対し調査研究活動に必要な補助金を支給するようになった。だが、このような形で金銭を支給することにより、首長と会派の関係の対等性が損なわれるという問題が指摘されていた。このため、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会は、調査研究費等の交付に明確な法律上の根拠規定を設けることを求めていた35。このような経緯を踏まえ、政務活動費の前身である政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、地方議会の審議能力及び調査活動基盤の強化等を目的として、平成 12(2000)年の「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 12 年法律第 89 号)による改正により導入された36。これにより、各地方公共団体で政務調査費の交付に関する条例が制定され、会派又は議員に対し政務調査費が交付されることとなった。

政務調査費の使途をめぐっては、使途基準に違反するような支出が問題となり、住民監査請求や住民訴訟が数多く提起され、政務調査費が返還される例もあった<sup>37</sup>。このような中、議会三団体(全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会)から、「政務調査費等活動基盤の充実を始め、更なる議会機能の強化」の求めがあり、全国都道府県議会議長会からは、政務調査費を幅広い議員活動又は会派活動に充てることができることを明確にするよう要望があった<sup>38</sup>。このため、平成 24 (2012) 年の「地方自治法の一部を改正する法律」(平成 24 年法律第72号)による改正により、政務活動費が創設された。政務活動費は、政務調査費よりも使途が拡大され<sup>39</sup>、交付目的が「調査研究」から「調査研究その他の活動に資するため」と改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めることとされた(自治法第100条第14項)。また、議長に政務活動費についての使途の透明性の確保の努力義務が課された(同条第16項)。

都道府県議会及び指定都市議会は、全て政務活動費を交付している。政務活動費の交付額は 巻末表のとおりである。

市区議会(特別区を含む全 814 議会)のうち、政務活動費を交付している市区は、718 団体 (88.2%)である。交付している 718 市区における議員 1 人当たりの交付月額は、図 2 のとおりである。政務活動費が月額 3 万円未満の団体が 6 割以上を占め、月額 10 万円以上の交付がある団体は 1 割未満である<sup>40</sup>。

40 全国市議会議長会 前掲注(9), pp.80, 83. なお、全814 市区の交付有無の内訳は、「交付している」718 団体(88.2%)、「交付していない」93 団体(11.4%)、「その他」(交付を凍結している市及び特例条例で交付しないとしている

\_

<sup>35</sup> 原田光隆「政務調査費制度の概要と近年の動向」『調査と情報―ISSUE BRIEF―』608 号, 2008.2.21, pp.1-3. < htt p://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 998429 po 0608.pdf?contentNo=1>

<sup>36</sup> 植田昌也「法令解説 議会の招集・会期、議会と長の関係、直接請求制度等を改正―地方自治法の一部を改正する 法律 平成 24 年法律第72 号 平 24・9・5 公布 平 24・9・5/6 月内政令日施行―」『時の法令』1923 号, 2013.2.15, pp.11-13; 松本英昭『逐条地方自治法 新版 第9次改訂版』学陽書房, 2017, p.395.

<sup>37</sup> 川崎政司『地方自治法基本解説 第7版』法学書院, 2018, pp.234-235; 廣地毅「政務活動費の法的性質に関する一考察(一)」『自治研究』89 巻 4 号, 2013.4, pp.67-70.

<sup>38</sup> 全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会「地方自治法改正案の審議促進・早期成立について」2012.4.5. 全国都道府県議会議長会ウェブサイト <a href="http://www.gichokai.gr.jp/kyodo/pdf/2012/120405.pdf">http://www.gichokai.gr.jp/kyodo/pdf/2012/120405.pdf</a>; 全国都道府県議会議長会「議会機能の充実強化を求める緊急要請」(地方行財政検討会議第一分科会・第二分科会合同会議(第1回) 平成22年5月19日 「資料2 全国都道府県議会議長会提出資料」 提出資料1)2010.1.21. 総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main">http://www.soumu.go.jp/main</a> content/000131332.pdf<

<sup>39</sup> 川崎 前掲注(37), p.234.

町村議会(全927議会)においては、交付している町村は190団体(20.5%)にとどまる。交付している町村のうち、月額1万円未満の団体が約半数を占め、月額2万円以上の交付がある団体は約1割である。また、190団体の議員1人当たりの平均支給月額は9,445円である $^{41}$ 。

政務活動費については、平成 26 (2014) 年の兵庫県議会議員による詐取事件や、平成 28 (2016) 年の富山市議会、富山県議会における不正受給等<sup>42</sup>の問題が発生し、各議会では政務活動費の支給要件の明確化、領収書のインターネット公開等、政務活動費の透明化に向けた取組が進められている<sup>43</sup>。平成 28 (2016) 年に日本経済新聞社が行った、全国の都道府県議会、市区議会の議長、副議長、一般議員 2 人の計 2,514 人に対する調査では、政務活動費の使い方に何らかの規制強化が必要であると考えている議員は 72.9%であった<sup>44</sup>。

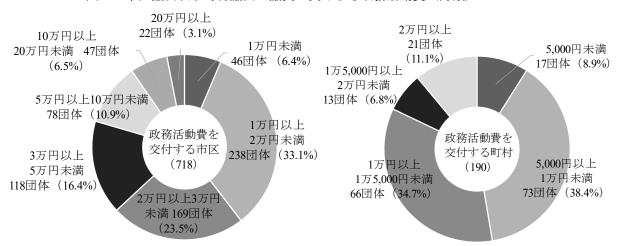


図2 市区議会及び町村議会の議員が受け取る政務活動費(月額)

(注) 各割合は、政務活動費を交付している団体数を基準としている。

(出典) 【市区議会】「政務活動費の議員 1 人あたりの交付月額(平成 29 年 12 月 31 日現在)」全国市議会議長会『市議会の活動に関する実態調査結果 平成 30 年度』2018.11, p.83. <a href="http://www.si-gichokai.jp/research/jittai/file/HP0\_H291231.pdf">http://www.si-gichokai.jp/research/jittai/file/HP0\_H291231.pdf</a> 【町村議会】「政務活動費の一人あたり交付額月額」全国町村議会議長会『町村議会実態調査結果の概要 第 63 回』2018.2, p.18. <a href="https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/63\_1\_3.pdf">https://www.nactva.gr.jp/html/research/pdf/63\_1\_3.pdf</a> を基に筆者作成。

### 4 地方議会議員年金

平成23(2011)年の廃止に至るまで、地方議会議員に対して年金が支給されていた。旧地方議会議員年金制度は、「国会議員互助年金法」(昭和33年法律第70号)45にならい制定された

\_

市を含む)3団体(0.4%)である(同, p.80.)。

<sup>41</sup> 全国町村議会議長会 前掲注(10), pp.17-18.

<sup>42 「</sup>野々村元県議に有罪判決 政活費詐取 神戸地裁「反省みられず」」『読売新聞』2016.7.7;「政活費不正を本格捜査 辞職の富山市議 県警 詐欺罪視野」『読売新聞』2016.11.7;「政活費 460 万円不正取得 領収書偽造富山県議 辞職へ」『読売新聞』2016.7.17.

<sup>43</sup> 例として、「政活費領収書 HPで公開 県議会 来年度の支出分から」『読売新聞』(秋田版) 2018.11.21; 「政活費:領収書ネット公開 49 自治体 執行率 7 割で低下 不正受給、抑止力に 毎日新聞全国調査」『毎日新聞』(西部版) 2018.10.29; 「新年会も政活費支出禁止 都議会改革委決定 公用車は削減」『読売新聞』(東京版) 2017.12.8; 「市議会、政活費条例改正 ネット公開や加算金廃止」『読売新聞』(富山版) 2016.12.17 等がある。

 $<sup>^{44}</sup>$  井上明彦「特集 地方議員 2514 人の意識調査—政務活動費「規制強化が必要」7 割超—」 『日経グローカル』301 号, 2016.10.3, pp.10-33.

<sup>&</sup>lt;sup>45</sup> 平成 18 (2006) 年 4 月 1 日施行 (一部の規定は同年 7 月 1 日施行) の「国会議員互助年金法を廃止する法律」 (平成 18 年法律第 1 号) により廃止。

「地方議会議員互助年金法」(昭和 36 年法律第 120 号)を前身としていた。昭和 36 (1961) 年に発足した当初は任意加入の互助年金制度であったが、その後、「地方公務員等共済組合法」 (昭和 37 年法律第 152 号) に統合され強制加入の制度に改められた<sup>46</sup>。

しかし、市町村合併に伴う議員数の急激な減少や、行政改革に連動した議員定数及び報酬の削減などが行われたことにより、地方議会議員年金の財政が極めて厳しい状況となったことから、平成 21 (2009) 年 3 月、総務省に地方議会議員年金制度検討会が設置された。同年 12 月にまとめられた「地方議会議員年金制度検討会報告」では、給付と負担の見直しを行う存続案(A 案・B 案)と、廃止案の両論を併記するとともに、全国市議会議長会から提示された掛金・特別掛金の引上げ及び給付水準の引下げを行わずに制度を存続すべきであるとする案が付された47。平成 22 (2010) 年 11 月には、全国都道府県議会議長会と全国町村議会議長会は存続の支持を、全国市議会議長会は廃止の方向の受入れを総務省に回答した。同月、与党であった民主党のプロジェクトチームからは、制度廃止の提言が出された48。総務省は、同年 12 月に三議長会に対し、地方議会議員年金を廃止する対応方針を提示した。平成 23 (2011) 年 5 月に成立した「地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 56 号)により、同年6月1日をもって地方議会議員年金制度が廃止されるとともに、現職議員への一時金の支払や、受給資格のある現職議員が退職した際の年金支払等、所要の経過措置が講じられることとなった49。

廃止前の旧地方議会議員年金制度の概要は次のとおりである。受給要件は在職 12 年以上であり、平成 23 (2011) 年 3 月末時点での平均額は、年額 96 万円(都道府県議会議員 194 万円、市議会議員 103 万円、町村議会議員 68 万円)であった。地方議会議員の負担は、掛金が標準報酬月額の 13%(都道府県)又は 16%(市町村)、特別掛金が期末手当の 2%(都道府県)又は7.5%(市町村)の額であった。地方公共団体の負担は、標準報酬月額の 10%(都道府県)又は12%(市町村)であり、公費負担率は、都道府県では約 42%、市町村では約 39%であった(ただし、市町村の公費負担率は激変緩和(合併特例)を加えると 47%)。なお、平成 22 (2010)年度の給付に要する経費の公費負担額は 255 億円であった50。

平成 23 (2011) 年の廃止以降も、地方議会議員の年金を求める動きがあり、平成 29 (2017) 年 12 月 28 日時点で、1,035 議会(都道府県、特別区、市町村を含む)において、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書が可決されている<sup>51</sup>。三議長会は、「厚生年金への地方議会議員の加入についての要望」において、地方議会議員のなり手不足が問題となっている中で、

<sup>46</sup> 犬丸淳「法令解説 地方議会議員年金制度の廃止について―地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成23 年法律第56号) 平23・5・27公布 平23・6・1 (一部平23・9・1)施行―」『時の法令』1901号, 2012.3.15, pp.36-37.

<sup>47 「</sup>地方議会議員年金制度検討会報告」2009.12. 総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/0000502">http://www.soumu.go.jp/main\_content/0000502</a> 40.pdf> なお、市議会議長会の案は、地方議会議員年金制度の存続が望ましいが、仮に制度を廃止する場合は、一時金の支給率を 80%とすべきという案であった。

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> 「地方議員年金 廃止を求める 民主 PT 提言」『読売新聞』2010.11.20.

<sup>&</sup>lt;sup>49</sup> 犬丸 前掲注(46), pp.35-49; 「地方議会議員年金制度の経緯」総務省ウェブサイト <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000106869.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000106869.pdf</a>

<sup>50 「</sup>地方議会議員年金制度の給付に要する経費の公費負担額の推移」同上 <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000</a> 106872.pdf>; 「(旧)地方議会議員年金の概要」同 <a href="http://www.soumu.go.jp/main">http://www.soumu.go.jp/main</a> content/000099434.pdf>

 $<sup>^{51}</sup>$  「厚生年金への地方議会議員の加入について」全国都道府県議会議長会ウェブサイト <a href="http://www.gichokai.gr.jp/topics/2017/180207-2/180207-5.pdf">http://www.gichokai.gr.jp/topics/2017/180207-2/180207-5.pdf</a>

厚生年金に加入できるようにすることが人材の確保につながると指摘している<sup>52</sup>。一方、三重 県伊賀市議会、大阪府議会、大阪市議会等、反対の議決を行っている議会もある53。厚生年金へ の加入に反対する立場からは、地方議会議員のなり手不足は、年金制度ではなく地方議会が魅 力を欠いていることに原因がある54、国民年金だけでは十分でないのであればまずは国民年金 の充実を図るべきである<sup>55</sup>、新たな公費負担の発生が市民の負担となる<sup>56</sup>等の指摘がなされてい る。

## おわりに

地方議会議員の報酬や定数は、土山希美枝龍谷大学政策学部教授が指摘するとおり、「正答」 や「絶対基準」があるようなものではなく、現在の水準は、過去の経緯の積み重ねによって成 立したものである57。今後、前述の総務省「町村議会のあり方に関する研究会報告書」のとおり、 新たな形の地方議会が現れる可能性がある状況において、地方議会議員の待遇について、各地 域の実情を踏まえ、十分な検討と議論が行われることが望まれる。

<sup>52</sup> 全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会「厚生年金への地方議会議員の加入についての 要望」2018.2.7. 同上 <a href="http://www.gichokai.gr.jp/topics/2017/180207-2/180207-4.pdf">http://www.gichokai.gr.jp/topics/2017/180207-2/180207-4.pdf</a>

<sup>53 「</sup>議員年金復活反対、意見書案を可決 伊賀市議会」『朝日新聞』(三重版)2017.12.22; 「議員年金の復活 反 対意見書可決」『読売新聞』(大阪版) 2017.12.21; 「議員年金の復活 大阪市議会反対 意見書可決」『読売新 聞』(大阪版)2016.10.20.

<sup>54</sup> 片山善博「議員年金復活論への大いなる違和感」『世界』909 号, 2018.6, p.148; 新藤宗幸「地方議員の厚生年金加 入を問う」『自治日報』2018.1.19.

<sup>55</sup> 片山 同上, p.147; 今井照「(だんろん) 議員なり手不足解消せず」『東京新聞』(首都版) 2018.6.23.

<sup>57</sup> 土山希美枝「自治体議員定数と報酬の「適正水準」を考察する」『龍谷政策学論集』3 巻 2 号, 2014.3, p.50. < http://origin.com/ //opac.ryukoku.ac.jp/webopac/bdyview.do?bodyid=BD00004508&elmid=Body&fname=r-se-rn 003 02 004.pdf>

巻末表 都道府県・指定都市の議会の議員が受け取る政務活動費(月額)

(単位:円)

			_		() 1 45()		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
都道府県			広島県	350,000	-	350,000	
	会派分	個人分	合計	山口県	-	350,000	350,000
北海道	100,000	430,000	530,000	徳島県	200,000	-	200,000
青森県	-	310,000	310,000	香川県	-	300,000	300,000
岩手県	-	310,000	310,000	愛媛県	-	330,000	330,000
宮城県	<b></b>		350,000	高知県	140,000	140,000	280,000
秋田県	30,000	280,000	310,000	福岡県	500,000	-	500,000
山形県	30,000	280,000	310,000	佐賀県	300,000	-	300,000
福島県	350,000	-	350,000	長崎県	40,000	260,000	300,000
茨城県	300,000	-	300,000	熊本県	300,000		300,000
栃木県	300,000	-	300,000	大分県	300,000	-	300,000
群馬県	300,000	-	300,000	宮崎県	100,000	200,000	300,000
埼玉県	500,000	-	500,000	鹿児島県	300,000	-	300,000
千葉県	50,000	350,000	400,000	沖縄県	100,000	150,000	250,000
東京都	500,000	-	500,000		指定都市		
神奈川県	530	,000	530,000	札幌市	400,000	-	400,000
新潟県	66,000	264,000	330,000	仙台市	350	,000	350,000
富山県	300,000	-	300,000	さいたま市	140,000	200,000	340,000
石川県	300,000		300,000	千葉市	300,000		300,000
福井県	300,000		300,000	横浜市	550,000		550,000
山梨県	50,000	230,000	280,000	川崎市	450,000		450,000
長野県	290,000	-	290,000	相模原市	100,000		100,000
岐阜県	-	330,000	330,000	新潟市	30,000	120,000	150,000
静岡県	450,000	-	450,000	静岡市	250,000	-	250,000
愛知県	500	,000	500,000	浜松市	150,000	-	150,000
三重県	150,000	180,000	330,000	名古屋市	500,000	-	500,000
滋賀県	300,00	0 (注 5)	300,000 (注 5)	京都市	140,000	400,000	540,000
京都府	540,000 (注 5)		540,000 (注 5)	大阪市	570,000 (注11)		570,000 (注 11)
大阪府	590,000 (注 5)		590,000 (注 5)	堺市	300,000		300,000
兵庫県	450,000	-	450,000	神戸市	380,000	-	380,000
奈良県	20,000	280,000	300,000	岡山市	135,000	-	135,000
和歌山県	30,000	270,000	300,000	広島市	300,000	-	300,000
鳥取県	-	250,000	250,000	北九州市	350,000	-	350,000
島根県	30,000	270,000	300,000	福岡市	90,000	260,000	350,000
岡山県	-	350,000	350,000	熊本市	200	,000	200,000

- (注1)「会派分」に記載の金額は1人当たりの交付額である。
- (注2) 宮城県は、会派(2人以上の議員で構成)議員は会派に対し、無会派議員は議員個人に対し交付される。
- (注3) 神奈川県、石川県、福井県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、熊本県は、会派ごとに、会派と議員に分配する割合を定める。
- (注 4) 宮城県及び滋賀県以外の都道府県は、1 人会派に対しても会派分の額が支給される。宮城県及び滋賀県は 2 人以上の会派であること等の要件がある。
- (注 5) 次の議会では、無会派議員又は 1 人会派の議員に対し異なる額の政務活動費が交付されている。滋賀県(無会派:200,000円)、京都府(1 人会派:500,000,無会派:400,000円)、大阪府(無会派:490,000円)
- (注6) 仙台市、千葉市、堺市は、会派ごとに会派と議員に分配する割合を定める。
- (注7) 横浜市、相模原市、熊本市は、会派又は議員個人へ交付される。
- (注8) さいたま市、川崎市、新潟市、大阪市、福岡市は、あらかじめ定められた金額について、会派ごとに、会派か 議員個人に交付かを選択する。
- (注9) さいたま市、新潟市、京都市、福岡市以外の指定都市は、1人会派に対しても会派分の額が支給される。さいたま市、新潟市、京都市、福岡市の会派分は、2人以上の会派であることが必要である。
- (注 10) 神戸市は、所属議員数が 5 人以上の会派が会派専属政務調査員を配置している場合、会派に対し政務調査員 1 人当たり 34 万円の範囲内において規則で定める額を加算する。
- (注11) 大阪市の無会派議員への支給額は470,000円である。
- (出典) 総務省「政務活動費に関する調」『地方自治月報』58 号, 2017.3, pp.362-491. <a href="http://www.soumu.go.jp/main\_content/000473550.pdf">http://www.soumu.go.jp/main\_content/000473550.pdf</a> 及び各地方公共団体の条例を基に筆者作成。